



## 《会計・税務の知識》 役員等から会社への貸付金

役員等から会社への貸付金に係る税務は、無利息貸付について利息相当分を雑所得と認定し課税した「平和事件」の判決で注目を浴びることとなりました。しかし、役員等貸付金の注意点は利息認定だけではありません。A社長のケースを例に検証していきたいと思います。

### 1. A社長のケース

A社長はX社の創業者です。X社は近年の不況により売上が減少し、ここ数年は連続して赤字を計上しています。赤字計上により運転資金不足が生じていたため、不足分はA社長が個人資金を追加貸付することにより賄っていました。

また、支払家賃の抑制によりX社の赤字を解消するために、A社長は個人所有していた本社屋をX社に売却しましたが、X社に手元資金がなかったため、売却代金は決済していません。

これにより、A社長からX社への貸付金は5億円と多額にのぼることとなりました。この貸付金について、返済期日や担保の取り決めはなく、金銭消費貸借契約書は作成していません。また利息のやりとりも行っていない。

### 2. 問題点

A社長からX社への無利息・無期限・無担保の貸付について、課税上の弊害があるものと認められる場合には、同族会社の行為又は計算の否認（所得税法157条）の適用により、A社長に利息相当分の認定課税が行われる可能性があります。

また、A社長に相続が発生した場合、A社長からX社への貸付金も相続財産として相続税の対象となります。A社長の相続人は多額の貸付金（非金融資産）を相続し、それに係る相続税を原則として現金で納付することになるため、相続税の納税資金不足などが懸念されます。

### 3. 解決策

#### ①利息の收受

A氏とX社で金銭消費貸借契約書を交わし、貸付金に係る利息を收受するようにします。金利水準は、市中銀行借入の場合の金利水準を参考に設定するようにします。

これによりA社長への利息相当分の認定課税に係るリスクは低減されます。一方、A氏が受け取る利息は所得税法上は雑所得として総合課税（最高税率50%）の対象となります。また、X社には支払利息負担が生じることになるほか、金銭消費貸借契約

書の交付に伴い印紙税負担も生じます。

#### ②少人数私募債の活用

X社が私募債を発行し、A氏がこれを引き受けます。X社は私募債発行により調達した資金でA氏へ貸付金を返済します。

これによりX社に支払利息負担が生じる点、社債券を発行した場合に印紙税負担が生じる点は上記①と同様ですが、A氏が受け取る社債利息は所得税法上は利子所得（源泉分離20%）となります。A氏が高額所得者の場合には、税負担の軽減が図れることとなります。

#### ③債権放棄

A社長が貸付金の一部または全部を債権放棄します。X社には債務免除益が発生しますが、債務免除益の額が税務上の欠損金の範囲内であれば、課税は生じません。また、債権放棄によりA社長の財産が減少しますので、相続対策（相続税の減少）にも効果があります。

但し、債務免除額がX社の税務上の欠損金を超える場合には、超過金額について法人税等の課税負担が生じます。また、X社にA社長以外の株主が存在する場合には、株主間贈与の問題が生じる場合もあるので注意が必要です。

#### ④現物出資（DES）

A社長が貸付金の一部または全部をX社に出資します（デット・エクイティ・スワップ（DES）＝債務の株式化）。

X社にとっては、借入金から資本に振替えられることになるため、支払利息負担が生じなくなります。また、A社長にとっては、保有財産が貸付金からX株式に転換されます。X社株式の評価額がDES対象の貸付金の額より減少する場合には、相続対策（相続税の減少）にも効果があります。

但し、DESに際しては、X社の資産状況によっては債務免除益が発生する可能性があります。また、DESにより資本金が増加するため、外形標準課税や同族会社留保金課税の適用など税制への影響に注意が必要です。

### 4. 結び

役員等から会社への貸付金についての対策は、利息認定リスクの軽減のほか、円滑な事業承継や相続に寄与する場合がありますが、検討や実行にあたり留意すべき点は少なくありません。ご懸念のある方は、当事務所までご相談ください。（担当：滝坂）